

(公表用)

岩手県福祉サービス第三者評価の結果

①第三者評価機関名

社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会

②施設・事業所情報

施設名称: 青雲荘	種別: 児童養護施設
代表者(職名) 氏名: 院長 佐藤 孝	定員・利用人数: 44名
所在地: 岩手県盛岡市加賀野四丁目8番33号	
TEL:019-653-3947	ホームページ:seiunso@rnac.ne.jp
【施設・事業所の概要】 児童福祉法による児童養護施設	
開設年月日: 明治39年7月6日	
経営法人・設置主体(法人名・理事長名等):社会福祉法人 小原慶福会 理事長 佐藤 孝	
職員数	常勤職員: 名 非常勤職員: 名
専門職員	(専門職の名称: 名)
	児童指導員: 8名
	保育士: 7名 保育士: 2名
	個別対応職員: 1名
	家庭支援専門相談員: 2名
	心理療法担当職員: 1名
	小規模グループケア担当職員: 1名
施設・設備の概要	(居室名・定員: 室) (設備等) 平成24年4月全面改築
	定員: 1名 8室 鉄筋コンクリート3階建て。年齢横割り
	定員: 2名 8室 ユニット(4)、グループホーム(1)。
	定員: 3名 4室 全館冷暖房完備(電気)。寝所～ベッド
	定員: 4名 2室 (幼児除き)。コンロ～IH。中・高男女・
	GHにパソコン設置。心理室、自立訓練室

③理念・基本方針

法人理念～創始者の「惻隱の情」による慈善事業の意と体し、『仁愛』を基調とする。

施設運営理念～思いやりの心、感謝の心、奉仕の心の涵養に努める。

施設運営方針～人権意識の向上、サービスの質の向上、地域福祉への貢献

④施設・事業所の特徴的な取組(サービス内容)

- ・年齢縦割りによるユニット制を採用し、ケア単位の小規模化及び小規模GH設置し、個別的ケアの充実を図っている。
- ・施設単独事業で、地域子育て支援を実施。学童保育及びデイステイ(日常6名程度)実施。
- ・施設主催の地域交流行事(盆踊り、文化祭)と地域主催行事(市さんさ踊り、運動会、餅つき等)への参加を通し、施設理解に努めている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成 28 年 5 月 31 日（契約日）～ 平成 29 年 2 月 20 日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	1 回（平成 25 年度）

⑥総評

◇ 特に評価の高い点

○ 子どもと地域との交流を広げるための積極的な取組

「開かれた施設と地域への積極参加」を年度の努力目標に挙げ、運営方針の＜地域交流＞、分掌別事業計画＜対外活動＞に具体化し、年間を通して取組んでいる。中でも毎年度施設が主体となって企画する青雲祭（文化祭）や盆踊り大会は、地域交流の伝統的行事として定着している。特に地元町内の「さんさ踊り保存会」の参加メンバーとして欠かせない存在となっている。子どもたちは、学校・地域子ども会活動、町内会イベントに積極的に参加するとともに地域の環境美化、除雪、老人ホームの行事協力や清掃ボランティアに取組等、交流活動を通じて地域との相互理解を深めている。

◇ 改善が求められる点

○ 自立支援計画の策定から見直しまでの業務の標準化

自立支援計画に基づく実施状況を毎月後半開催の職員会議でケース記録を月まとめとして提出し検討され、翌月前半の職員会議で見直しが行われ、見直しが行われた 3 ヶ月を自立支援計画の評価として A から E までの段階で示している。しかし、アセスメントに基づき自立支援計画を策定する一連の流れを示す手順書や作成要綱はなく、更に評価をどのように行うかの手順書もなく、職員の経験値や施設慣習により実施されており、職員の力量に頼るところが多いため、どの職員でも対応できる標準的な実施方法とは言い難い。今後は、自立支援計画についての計画策定、実施、評価、見直しの一連のプロセスを示した手順書等による標準化が望まれる。

⑦第三者評価結果に対する事業者のコメント

二度目の受審をしました。

前回の評価を受け、改善すべきとされた点をできるところから改善することとして取り組んできましたが、まだまだ改善の余地がたくさんあることに気づく良い機会となりました。

今後、法人や施設として方針・計画等の明確化や業務等の明文化・マニュアル化を進め整備するとともに、ユニット制を活かしたより家庭的な養護の推進と、サービスの質の向上を図り、子どもの最善の利益を追求すべく、全職員協働し取り組んでいきたいと考えております。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する

第三者評価結果【青雲荘】

評価対象I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者評価結果
<input type="checkbox"/> 1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
評価者コメント1 法人・施設の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。 児童養護施設青雲荘の歴史は、明治39年(1906)に創設された盛岡孤児院に始まる。当時、東北地方は大凶作の惨状下にあり、路頭に迷う孤児貧児・老衰者の救済に献身したクリスチヤンの小原源八氏が私財を投じ開設した。その後、財団法人岩手養育院への名称変更(大正15年)、岩手養老院の併設(昭和7年)により老人用院舎を独立。戦中戦後の混乱期を経て昭和30年(1955)、社会福祉法人小原慶福会へ改組し、児童養護施設青雲荘と養護老人ホーム清和荘の二施設経営とし、今日、110年の歴史を盛岡市加賀野の地に刻んでいる。法人理念は、社会的養護関係施設の自己評価・第三者評価に取り組む中で、創始者の精神と実践の基となる「仁愛」と定めた(平成25年)。これを踏まえ青雲荘運営理念を「思いやりの心、感謝の心、奉仕の心の涵養に努める」と定めている。基本方針に関しては青雲荘施設運営方針として「子どもの人権意識の向上」「サービスの質の向上」「地域福祉への貢献」の三点を明示している。なお、今後の課題として法人組織としての基本方針の策定=<利用者の人権尊重、地域福祉、人材育成、法人・施設経営>等の視点を踏まえて=が望まれる。理念等の周知については、子どもや保護者に対する説明・独自の資料等の工夫が求められる。例えば施設入所時の案内資料や広報誌にわかりやすく解説する等検討されたい。		

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者評価結果
<input type="checkbox"/> 2	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
評価者コメント2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。 社会福祉施設や社会的養護を取り巻く動向や課題については、全国・ブロック・県段階の各種会議や研修会への参加を通して把握に努めている。特に施設長は岩手県家庭的養護推進検討会の委員の一人として、県の推進計画策定に参画し児童養護をめぐる現状分析・施策の推進課題や対策等の方向付けに取り組んでいる。自施設においては、運営委員会(月1回)、施設長、幹部職員、ユニット代表者等)を核に施設運営を取り巻く環境や自施設の現状・課題を検討し、職員会議(月2回)での報告と協議を経て事業運営の見直し・改善へ反映するよう取り組んでいる。		
<input type="checkbox"/> 3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
評価者コメント3 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。 施設運営状況の把握や現状分析は、定期的に開催する運営委員会及び職員会議において、事業計画に基づく分掌別事業(27項目)の進捗状況や児童聞き取り調査(毎月実施)、児童動向調査等を基に報告・検討を行っている。一方、法人・施設運営の根幹である職員体制、人材育成、財務等に関する現状分析や課題については、理事会における協議は行われているが、職員レベルでの報告、周知の取組は十分とはいえない。子どもの養育・支援の土台となる職員体制や人材育成・財務等の課題についても職員会議等で定期的に報告・協議するよう勧めたい。		

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者評価結果
<input type="checkbox"/> 4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c
評価者コメント4 経営や養育・支援に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。 施設の中・長期計画に該当する文書は、青雲荘として策定されたものはないが、「岩手県家庭的養護推進計画」(平成27年3月、以下「県推進計画」と略す)に基づく青雲荘の取組計画は有している。県への報告様式に記された第1期計画(平成27~31年)には、①「施設の小規模化・地域分散化への取組」、②「里親・ファミリーホームへの支援」の二つの計画を記しているが具体的な事業推進方策は成文化されていない。青雲荘は県推進計画に先行して、全面改築を行い本園型小規模グループケアへ移行し(平成24年度)、4つのユニットと1つのグループケアホームを整備し、家庭的養護体制による養育・支援に取り組んでいる。今後、引き続き「県推進計画」の目標を踏まえつつ、中・長期的な法人・施設の「ありたい姿」を実現するための組織体制、設備整備、職員体制と人材育成、収支計画等の課題を骨子とする総合的な中・長期計画の策定が急務である。当面、県第1期計画に対応する3ヶ年の中期計画(平成29~31年度)の成文化に取り組むよう望みたい。		

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	C
評価者コメント5 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分でない。 前項①に記した通り、中・長期計画は策定されていない。単年度の事業計画は、「施設運営方針」を基本に据えてく1.児童の権利擁護、2.サービスの質の向上、3.地域支援、4.防災意識と安全意識の高揚>の4課題の取組方針を明示し、さらに分掌別事業計画として27項に細分、各業務ごとの目標と計画を列記している。単年度計画では、児童養護施設運営の当面する主要課題である「岩手県推進計画」に関する具体的な取組計画を明文化し、施設の中・長期計画と連動することが望まれる。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。	第三者評価結果	
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	C
評価者コメント6 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。 施設の中・長期計画は策定されていない。しかし、単年度事業計画については全職員が参画して策定する仕組みがつくられている。計画の説明・実施状況の確認・見直しは、運営委員会や職員会議において随時行うとともに、事業分掌担当グループごとに中間反省(9月)、年度末反省(2月)資料をまとめ、これを基に計画の評価・見直し・改善点の検討を行う仕組みとしている。今後は、この仕組み・手順を中・長期計画の策定・実施・評価・見直しを含めた「事業計画策定マニュアル」として明文化するよう図られたい。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	C
評価者コメント7 事業計画を子どもや保護者等に周知していない。 青雲荘を利用する子どもの組織として児童会があり、保護者については父母懇談会を開催しているが、施設の事業計画を分かりやすく説明する資料を作成・配布する取組は行っていない。現在、ホームページとパンフレットに「主な年間行事」、広報誌(年2回刊)に施設の近況・行事実施内容の概要報告を掲載する他、施設内の各ユニットに月間行事等予定表を掲示しているが、理念・基本方針を含め、事業計画についても子どもや保護者向けの要約版を作成・周知への取組を進めるよう期待したい。		

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者評価結果	
8 I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b	
評価者コメント8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。 養育・支援に関しては、青雲荘施設運営方針の三本柱<子どもの人権意識の向上><サービスの質の向上><地域福祉への貢献>を基に取組課題を明記し、さらに分掌別事業計画(27項目)に落とし込み、当該年度の「目標と計画」を作成、実施する担当者チームの体制を構築している。組織的評価は、担当チームごとに定期的評価(中間反省、年度末反省)をまとめ、運営委員会、職員会議において協議・確認(総括)を行う仕組みである。児童養護施設第三者評価は平成25年度の第1回受審を経て、今年度は第2回目である。自己評価は、①事前研修開催⇒②全職員に評価表を配布し各自が全項目の評価を行う⇒③運営委員会にて集計・検討を行い、施設としての自己評価(案)を作成⇒④職員会議で自己評価案を協議⇒⑤運営委員会で自己評価結果を決定、のプロセスで組織的な取組を行うこととしている。しかし、自己評価結果を受けて、実施状況の評価及び計画の見直し・変更を検討する取組には至っていない。現行の組織的取組において、改めてPDCAサイクル(特にC=評価とA=見直し)の再構築を図るよう留意されたい。		
9 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b	
評価者コメント9 評価結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。 前項①のプロセスで、全職員による自己評価を実施し、集計結果をもとに運営委員会及び職員会議で検討を行っているが、各評価基準に対応する取組状況の評価や見直し・課題が文書化されているとは言い難い。自己評価を通して施設運営や養育・支援の質の向上に向けた改善課題を明らかにし、①当年度の課題を見直し取り組むこと、②次年度の課題とすること、③中・長期(3~5年)の課題として検討すること等を整理、文書化し職員間で共有化を図ることが求められる。さらに改善計画の実施状況の評価方法も含め、手順と様式を定め、継続的な取組として推進するよう図られたい。		

評価対象II 組織の運営管理

II-1 施設長の責任とリーダーシップ		
II-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者評価結果
10	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
評価者コメント10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。施設長の運営・管理に関する職務・役割・責任については、管理運営規程、施設運営要覧、職務分担表等に明示している。これらについて年度初めの職員会議で事業計画とあわせて説明するとともに、「施設長講話」(随時)や「広報青雲荘」(年2回)への所感掲載により表明している。施設長不在時の権限委任については、今年度は、法人内の役職者の人事異動により施設長補佐職が不在となつたため、複数の幹部職員(3名)を指名し責任分担を行う体制をとっている。		
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
評価者コメント11 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。 施設長は、法人の理事長職を兼務し、さらに岩手県児童養護施設協議会会長の任にあり、経営者協議会や児童福祉関係の各種会議・研修会等に積極的に参加し、関係する法令等の改正・施策情報の把握に努め、職員への周知が必要な事項は、随時職員会議にて説明を行っている。「児童福祉法等の一部を改正する法律」の説明・学習をはじめ、事故防止・人権擁護検討委員会を設置し、人権擁護研修会を開催(年2回)するとともに「(全養協版)人権擁護・人権侵害防止・性的虐待防止チェックリスト」の定期的実施(年2回)により、特に児童の福祉・人権擁護に関する理解と法令遵守に取り組んでいる。しかし法人・施設として遵守しなければならない法令は、福祉分野に限らず雇用・労働・防災・環境衛生等に及ぶことから、法人、施設の法令遵守規程の制定を行い、担当者(部署)の設置、法令遵守(コンプライアンス)チェックの取組、遵守すべき法令・資料等の整備・リスト作成など、もう一段高い取組が期待される。		
II-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		第三者評価結果
12	II-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b
評価者コメント12 施設長は、養育・支援の質の向上に意欲をもち、施設としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。 施設長は、毎年度<養護育成の基本方針>を明示し、職員参画による組織的業務推進を図る体制を構築し、<施設運営要領><事業計画・分掌別事業計画>に基づき、運営委員会や職員会議を始めとする各種委員会等を通して、養育・支援の質の向上に努めている。また、自己評価・第三者評価の継続的受審による評価、分掌別事業の反省と改善課題をまとめる取組を行っている。しかし、「職員反省資料」の反省事項と改善点は、次年度の養育・支援の質の向上にどのように反映されているのか明確ではない。施設長には、職員の改善提案を集約し、具体的な方向付けを行い、実践課題を職員へ提起する取組が望まれる。		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
評価者コメント13 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。 施設長は、施設運営方針を全職員に周知し実践するために、詳細な分掌事業担当制と職務分担表を明示し、職員増や働きやすい業務推進体制・職場環境の整備に努めている。一方、経営の改善や業務の効率化に関する課題は、主として運営委員会において定期的に協議しているが、人事・労務・財務等の月次報告書や検討結果を受けた見直し改善への取組方針は必ずしも明示・記録化されておらず、職員会議への報告も月次報告書や統計資料により、理解・共有化を図ることが望まれる。なお、本年5月、施設長は法人理事長職を兼務したこと、さらに従来の施設長補佐職が法人内の役職者異動により不在となつたこと等に伴い、法人・施設運営の将来展望も含め、管理者・幹部職員育成のあり方について組織的課題として検討が求められる。		

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
評価者コメント14 施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。 必要とする福祉人材や人員体制に関しては施設の管理運営規程及び施設運営要覧に示し、現行の職員配置基準(4:1)を上まわる人員・専門職配置を行い適正な人員配置を確保している。今後の人材確保について「岩手県家庭的養護推進計画」の青雲荘第1期(平成27~31年度)計画において、分園型小規模グループホーム新設と里親支援専門相談員配置を計画し、職員会議において説明されている。しかし、組織としての中・長期視点に立つ人材確保・育成方針や具体的な計画を明文化するには至っていない。前述の< I-3-(1) -①>に記した中・長期計画の重点課題として明記するよう勧めたい。一方、人材確保(採用活動)は、積極的な実習生受入れや講師派遣協力(施設長)を通して養成校・学生の理解・応募を得て、今年度7名(増員4、補充3)を採用している。専門職員についても心理療法担当職員、個別対応職員、家庭支援専門相談員(今年度1名増の2名)を配置し人員体制の充実を図っている。		

15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
評価者コメント15		
	総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。 「期待する職員像」については、法人の理念、倫理綱領、行動規範によって示している。今後、前項①の「人材育成方針」の検討に合わせて、施設が具体的に求めるもの（職員が仕事を通じて成長していく上で目標とする事項）を簡潔な表現とし、職員間で理解・共有化しやすい文章とするよう工夫されたい。人事考課は、人事考課基準を定めく上位者による評価>とく面接等による本人評価>を勘案して3段階（A・B・C）評価を行い、考課結果は昇給・昇格へ反映する仕組みとしている。しかし、「人事考課規程」や「実施要領」等は未制定である。職員の育成や能力向上を目指すためにはく考課の要素>を具体的に明示し、本人の気付きや成長を促すためにも「本人（自己）評価」を取り入れる等、制度としての充実が求められる。	
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	第三者評価結果	
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
評価者コメント16		
	職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。 職員の就労状況や超過勤務、有給・病気休暇等の把握や労務管理の責任体制は、施設長の統括のもと、主任保育士と事務長が分掌し責任体制を明確にしている。職員の意向（意見・要望・悩み等）については、施設長の判断で隨時必要に応じて個別に声かけ・対話をを行うよう努める他、各ユニットや分掌業務担当のチーフが日常業務の中で隨時把握し、運営委員会へ反映し、対応策を検討するよう図っている。現在、ユニット化に伴う勤務形態の多様化もあり、定期的な面談の機会は設けていないが、今後の一方法として「職員アンケート」等の実施により職員個々の意向把握を行い、働きやすい職場づくりへ反映する方策を検討されたい。なお、人材の定着策の一環としてチーフ一制により新任職員の育成・支援を進めていることや、夜間勤務を支えるための宿直4人体制を導入する等の取組は評価されるものである。	
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	第三者評価結果	
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c
評価者コメント17		
	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。 職員一人ひとりの目標管理のための仕組みは定められていない。現在、青雲荘では「教育・研修計画マニュアル」による研修体系を設け、研修を柱とする職員個々の育成を目的に「個別研修計画」による取組をすすめている。く目標管理制度>は、施設の全体目標や部門（チーム）及び職員一人ひとりの目標の統合を目指す仕組みであることから、く教育・研修制度>・く人事考課制度>の取組と連携した仕組みとして構築することが求められる。法人・施設の中・長期的な人材育成方針の策定に併せて検討されるよう望みたい。	
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
評価者コメント18		
	施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。 中・長期計画が未策定のため教育・研修に関する基本方針は明文化されていないが、「職員一人一人についての教育・研修マニュアル」を定め、く目的>の項に職員個々の資質向上・能力の育成に努めることを明記している。マニュアルでは、研修体系の参考例として、勤務年数・職位に対応する研修課題・研修施策等を示し、職員各自が「個別研修計画・評価シート」を作成（今年度の研修課題、重点テーマと目標、具体的研修計画、スケジュール）する手順としている。施設の研修実行委員会は、個別計画を踏まえて各種研修（OJT、外部、内部、SDS）計画を立て、教育・研修を実施している。しかし、個人研修計画・施設研修計画とも単年度計画の段階にとどまっており、中長期（3～5年）を視野に入れた計画設定と実施が望まれる。なお、マニュアルとは別に「教育・研修実施要綱」等を定め、基本方針を明記するとともに必要とされる専門技術や知識・実務経験、専門資格等についても明示されたい。	
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
評価者コメント19		
	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分ではない。 職員の教育・研修の機会は、毎年度く職場研修年間スケジュール表>を提示し、職場内研修として①内部研修＝年8回、②外部研修受講報告会＝定例職員会議にて隨時開催。外部研修は専門団体・関係機関主催の約40研修へ職員を派遣し、ほぼ全職員が受講し研鑽に励んでいる。さらにOJT研修の一環として分掌業務ごとにチーフを配置し、日々の業務推進を通して新人・若手職員の指導・育成に努めている。しかし、前項②で記したとおり個人研修計画は単年度の範囲にとどまっている。職員個々の計画作成にあたって、前提となる資格取得状況や専門研修受講履歴、今後目標とする資格・知識・技術等を個人別票に集約し、評価・見直しができる様式へ改善するよう検討されたい。	

II-2-(4) 実習生等の養育・支援に関する専門職の研修・育成が適切に行われている。		第三者評価結果
20	II-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関する専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
評価者コメント20 実習生等の養育・支援に関する専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムを用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。 「実習生受入れマニュアル」において＜目的・意義・基本方針＞を明記し、実習生受入れ手順等を定め、さらに「児童養護施設実習資料」を基に、施設の概要・職種別職員の役割・実習の心得等についてオリエンテーションを行っている。昨年度、大学・専門学校等から社会福祉士・保育士・看護師・介護等体験の実習生40名を受入れている。しかし、実習プログラムについては、児童福祉施設実習とソーシャルワーク実習の概要が示されているのみであり、各専門職種に対応する基本プログラムの整備が求められる。		

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者評価結果
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
評価者コメント21 施設の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。 「開かれた施設と地域への積極参加」を事業計画の努力目標に挙げ、ホームページを通じ、理念・運営方針はじめ施設概要、養育・支援内容、地域子育て支援事業、経理情報等を公表している。あわせて広報「青雲荘」を定期発行(年2回刊)し、施設運営、子どもの生活・行事・活動状況、第三者評価・苦情解決の結果報告等について子どもの保護者や関係者・地域等へ配布し、施設の事業や役割、活動について理解を広めるよう情報公開に取り組んでいる。		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
評価者コメント22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。 事務・経理・取引等に関するルールは法人の経理規程及び施設の管理運営規程により明確化され、さらに毎年度の「職務分担表」をもとに職員に説明・周知している。法人監事による定期出納調査・決算監査を行うとともに、会計事務所との契約にもとづき予算・決算及び経理事務等の点検・確認と相談・助言・指導を受け、適正な経営・運営に取り組むよう体制を整備している。		

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者評価結果
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
評価者コメント23 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。 年度の努力目標として「開かれた施設と地域への積極参加」を挙げ、運営方針の＜地域交流＞、分掌別事業計画＜対外活動＞に具体的な取組内容を明記している。毎年度施設が主体となって企画する青雲祭(文化祭)・盆踊り大会は、地域交流の伝統的行事として定着している。特に地元町内の「さんさ踊り保存会」の参加メンバーとして欠かせない存在となっている。子どもたちは、学校・地域子ども会活動、町内会イベントに積極的に参加するとともに地域の環境美化、除雪、老人ホームの行事協力や清掃ボランティアに取組等、交流活動を通じて地域との相互理解を深めている。なお、行事参加や買物・通院等には、子どもの個別の状況に配慮し、現時点においては職員が帯同する体制を取っている。		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
評価者コメント24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。 ボランティアについては、子どもと地域との交流を主眼に積極的に受入れているが、受入れに関する文書は「オリエンテーション資料」(施設概要・子どもと関わる上での注意点)のみである。今後、ボランティア受入れ要領及び受入れマニュアルを定め、基本方針や活動内容、受入れ手順、受入れ体制等について明文化することが求められる。青雲荘では女性グループによる幼児への絵本読み聞かせ、洗濯・衣類の名付け作業、大学生による学習支援が継続的に行われている。昨年度は延べ150名のボランティア受入れ実績があり、今後もより充実・定着を図るためにも基本的文書の整備・体制充実に努められたい。		

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		第三者評価結果
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
評価者コメント25 子どもによりよい養育・支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。 「社会資源」に関する解説と関係機関・団体等のリストを収録した資料を作成し、職員へ周知・共有化を図り、施設運営や子どもの養育・支援に活用している。関係機関との連携は、児童相談所との業務連絡会議、小中学校との懇談会を定期的に開催し、子どもの養育・支援をめぐる情報交換や個別児童のケース検討を行い、課題解決に向けた認識の共有化に努め、必要に応じて随時、相談・協議ができる関係が築かれている。また地元町内会・子ども会の構成メンバーとして行事や活動に参加し、日常的な連携を図っている。		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		第三者評価結果
26	II-4-(3)-① 施設が有する機能を地域に還元している。	b
評価者コメント26 施設が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っているが、十分ではない。 施設の事業計画く地域支援>の項で、「地域に開かれた施設として、地域への積極的参加や家族への支援サービスを行い、地域への社会資源としての施設を目指す」とし、①地域交流(施設行事、地域子ども会活動、ボランティア活動等)を通じての施設活用、②児童福祉施設の特性を活かした地域子育て支援(ショートステイ・トワイライトステイ、学童保育・デイスティ)の事業に取り組んでいる。児童養護施設の専門機能を活用し、地域の家庭養護支援を進めていることは評価される。今後はさらに困難をかかえる子どもや家族の相談支援、災害時の地域における役割等も含め検討・具体化するよう期待したい。		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
評価者コメント27 地域の具体的な福祉ニーズを把握しているが、これにもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。 施設運営方針の1つに「地域福祉への貢献」を掲げ、圏域3市との契約によるくショートステイ・トワイライトステイ>及び施設独自に実施するく学童保育・デイスティ>の地域子育て支援事業を実施している。特に施設独自事業は、昨年度は利用児童7名・延べ652回の利用実績となり、諸事情・困難をかかえる家庭にとって貴重な支援となっている。これらのニーズは2つの小学校へ出向き説明会を行い、学校を通して保護者へ周知いただく中で把握するよう努めている。今後、さらに地域の福祉ニーズを把握するために、民生・児童委員はじめ地域子育て支援センター、里親会、地域社協など関係者との連携強化が求められる。また、中長期計画の課題の1つに位置付けるよう検討されたい。		

評価対象III 適切な養育・支援の実施

III-1 子ども本位の養育・支援

III-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者評価結果
28	III-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
評価者コメント28 子どもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢は明示されているが、施設内で共通の理解をもつための取組は行っていない。 子どもの尊重について、施設内で共通の理解をもつための取組みとして、ユニット内で話し合い、運営委員会へあげ、職員会議で周知する流れはあるが、個々の養育・支援の標準的な実施方法として用いている「処遇職員必携マニュアル」に反映する仕組みがなくマニュアルの定期的な見直しや改定も行われていない。また、人権擁護・人権侵害の防止のための点検事項を7月と1月に配布し、職員会議で集計結果を出し把握しているが、評価・改善につなげる仕組みがない。今後は、定期的に子どもの尊重や基本的人権の配慮について状況把握した結果をフォローアップする仕組みが望まれる。		
29	III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援の実施が行われている。	b
評価者コメント29 子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーと権利擁護に配慮した養育・支援の実施が十分ではない。 子どもの羞恥心への配慮としての一人風呂は、子どもの情操面での安定に大きく寄与し成果が見られている。また、子どもが勉強する環境を整える仕組みとして地域交流室や食堂を活用している。今後は、子どもの人権や虐待防止・権利擁護についての職員研修の実施とともに、取組みを子どもや保護者へ周知する工夫が期待される。		

III-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		第三者評価結果
30	III-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
評価者コメント30 子どもや保護者等が養育・支援を利用するためには必要な情報を提供しているが、十分ではない。 養育・支援内容を説明された青雲荘パンフレットが作成され、子どもや保護者等が情報を簡単に入手できるホームページも開設され、サービス利用の際に参考とすることができる情報を提供している。今後は、子どもの視点に立った言葉使い、ルビ、図や絵を用いた誰にでもわかるような内容とした情報提供の取組が期待される。		
31	III-1-(2)-② 療育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
評価者コメント31 養育・支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき子どもや保護者等に説明を行っているが、十分ではない。 「生活のきまり」「青雲荘を利用するみなさんへ」を用いて養育・支援の具体的な内容や日常生活に関する事項、その他留意事項等を子どもや保護者等へ説明している。今後は、言葉使い、ルビ、図や絵などを使用した誰にでもわかる資料の工夫と、どの職員が担当しても子どもや保護者等へ分かりやすく、同意を得るまでの過程が示された手順書等の作成が望まれる。		
32	III-1-(2)-③ 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
評価者コメント32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮しているが、十分ではない。 措置変更や家庭復帰については、児童相談所から施設へ連絡があり、関係機関による会議を開催し家庭訪問を行い、見学や試験外泊を行う流れができている。今後は、実際に移行する場合のための支援プログラムの用意、申し送り手順書の作成が望まれる。		
III-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。		第三者評価結果
33	III-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
評価者コメント33 子どもの満足を把握する仕組みを整備し、子どもの満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。 毎月「児童聞き取り調査」を実施している。聞き取り方法は原則担当職員が実施するが、担当職員へ言い辛い場合や特定の聞き取りによるマンネリ化にならないようユニット内の他職員が聞き取り役を交代する工夫がなされ、集計結果は職員会議で検討している。今後は、集約した意見から課題を分析し、具体的な養育・支援の改善に結びつける仕組みを整え、職員だれもが取り組むことができる手順書の作成が期待される。		
III-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		第三者評価結果
34	III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
評価者コメント34 苦情解決の仕組みが確立され子ども等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。 青雲荘福祉サービスに係る苦情解決事業実施要綱に基づき施設長が苦情解決責任者に定められ、昨年度は第三者委員会が7月、11月、3月に開催されている。しかし、第三者委員が誰であるか分かり難く、苦情受付簿等と苦情対応マニュアルの整合性が見られない箇所があり、苦情解決の体制が整備されているとは言い難い。今後は、実施要綱と対応マニュアルの見直しとともに、受付から公表までのタイムスパンが盛り込まれた具体的な要綱等が求められる。		
35	III-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	b
評価者コメント35 子どもが相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境を整備されているが、そのことを子どもに伝えるための取組が十分ではない。 毎月実施している児童聞き取り調査を一対一でできるよう使用していない部屋で行い、相談しやすい場所を確保している。また、複数の相談方法の一つとして設置している「ご意見ボックス」をユニット内と玄関に設置している。今後は、ご意見ボックスからも申出が少ない原因の検討や第三者委員の積極的な活用が望まれる。		
36	III-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
評価者コメント36 子どもからの相談や意見を把握しているが、組織的かつ迅速に対応していない。 毎月実施している「児童聞き取り調査」により、子どもからの申し出の希望の把握に努めている。今後は、申し出の希望について苦情対応マニュアルにおけるどの「苦情レベル」に対応させるか等の具体的な手順の見直しが望まれる。		

III-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		第三者評価結果
37	III-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
評価者コメント37 リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。 ヒヤリハット事例作成にあたっては、ユニット内で協議し、施設長へヒヤリハットとして挙げるべきか相談し、判断を得た後、文書回覧し職員会議で周知する流れになっている。今後は、リスクマネジメント責任者を明確にする書類とともに、事故発生時の対応における手順、ヒヤリハット・事故報告の収集、これら報告にもとづく要因分析と改善策・再発防止等を定めたリスクマネジメント規定等の制定と、リスクマネジメント委員会の設置が急務である。		
38	III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
評価者コメント38 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要する子どもの安全確保について施設として体制を整備しているが、取組が十分ではない。 保健衛生担当職員が中心となり感染症対策の役割を担っており、感染症別のマニュアルを整備し職員会議で周知する機会を得ている。今後は、マニュアルに基づいた想定訓練や定期的な勉強会等により、発生時等の緊急な子どもの安全確保について施設として体制整備する取組が望まれる。		
39	III-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を積極的に行っている。	b
評価者コメント39 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。 現在施設で想定している災害としての地震・火災・水害の避難訓練が実施され、総合防災訓練では消防署職員立会のもと、消防訓練も行われている。今後は、想定される災害ごとの子どもや職員の安否確認の方法が定められた安全確認マニュアル等の整備が望まれる。		

III-2 養育・支援の質の確保

III-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者評価結果
40	III-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
評価者コメント40 養育・支援について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた養育・支援の実施が十分ではない。 施設の養育・支援の標準的な実施方法となる「処遇職員必携マニュアル」が平成24年に策定されており、新任職員に採用時マニュアル配布と説明がされている。今後は、処遇職員必携マニュアルの理解を図る研修及びこのマニュアルにそった養育・支援がなされているかを確認する取組が望まれる。		
41	III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
評価者コメント41 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。 毎月第四土曜日に実施していた誕生会を子どもからの意見を反映させ、ユニットごとの誕生日の夕食時に誕生会として実施する支援に変更し、夕食メニューは誕生日の子どものリクエストを三品取り入れる配慮がされ、当事者である子どもを主に祝う支援の取組がされている。今後は、施設の養育・支援の標準的な実施方法として用いている処遇職員必携マニュアルの見直しの時期及び手順を定め、見直しが定期的に実施できる取組が望まれる。		
III-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		第三者評価結果
42	III-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
評価者コメント42 子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。 担当職員がアセスメントしたシートをもとに計画策定した原案をユニット内で検討し施設長の承諾を得て、4月の職員会議時にスクリーンに映し出し全職員へ示し検討している。実施方法はケース記録に入力され、記録についてはパソコン上で閲覧できるシステムとなっている。評価時は心理・家庭支援担当職員も加わり話し合いを行っている。しかし、アセスメントに基づき自立支援計画を策定する一連の流れを示す手順書や作成要綱はなく、職員の経験や慣習による流れで作業が進められている。今後は、計画策定、実施、評価、見直しの一連のプロセスを示した手順書等による標準化が望まれる。		

43	III-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
評価者コメント43 自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施しているが、十分ではない。 自立支援計画に基づく実施状況を毎月後半開催の職員会議でケース記録を月まとめとして提出し検討され、翌月前半の職員会議で見直しが行われ、見直しが行われた3か月分を自立支援計画の評価としてAからEまでの段階で示している。しかし、評価をどのように行うかの手順書はなく、職員の経験値や施設慣習により実施されており、職員の力量に頼るところが多く、どの職員でも対応できる標準的な実施方法とは言い難い。今後は、自立支援計画について実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順書の策定が望まれる。		
III-2-(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	III-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
評価者コメント44 子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。 福祉の森によるシステムで統一された様式で入力され、ユニット内及び各ユニットのケース記録等を閲覧することができる。 日々の記録はケース記録、生活日誌に入力されているが、自立支援計画にもとづく支援内容・方法を実施した状況は、職員会議時に月ごとにまとめた報告書類で確認ができるものの、いつでも一目で実施状況を確認できる状況とは言い難い。今後は、自立支援計画にもとづく養育・支援が実施された状況が誰でも確認できる記録の整備が望まれる。		
45	III-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
評価者コメント45 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。 個人情報保護規定が平成17年4月に制定されている。今後は、規定にもとづく個人情報管理委員を定め情報開示への対応や個人情報を子どもや保護者に説明する資料又は機会が望まれる。		

A-1 子ども本位の養育・支援

A-1-(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮		第三者評価結果
A①	A-1-(1)-① 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	a
評価者コメント1 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。子どもの最善の利益を目指す施設の姿勢として、「青雲莊倫理綱領」「青雲莊行動規範」に明記され、入所児童の人格と人権の尊重、受容的・支持的な関わり、養育者として常に子どもの最善の利益を考慮し向き合う基本姿勢が示されている。養育・支援の内容が子どもにとって最善の利益になっているかを振り返り検証する機会として、日々の朝会、ユニットでの話し合い、毎月の職員会議で取り組まれている。子どもの対応で重大な判断を要する際は、臨時職員会議を開催し、職員が共通して理解する取組を行っている。		
A②	A-1-(1)-② 子どもの発達に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	a
評価者コメント2 子どもの発達段階に応じて、本人の出生や生い立ち、家族の状況等について、子どもに適切に知らせている。子どもの発達段階等に応じて適切に事実を伝える取組は、本人からの希望に応えること以外に、小学・中学・高校の各卒業の機会を通して個々の子どもの入所の経緯に配慮し行っている。心理面接の内容等を受けて、職員会議で話し合い伝え方を検討し、職員で共通理解する取組を行っている。個別の事情によっては、児童相談所と連携しながら対応している。子ども一人ひとりの「成長の記録」を活用した取組も行っている。伝えた後に不安定な状況が生じた際は、心理療法士・担当が対応する取組を行っている。		
A-1-(2) 権利についての説明		第三者評価結果
A③	A-1-(2)-① 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	b
評価者コメント3 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明しているが、十分ではない。 定期的に全体の場で権利について子ども達に説明する機会は、「いわてこどものけんりノート」を活用し、年に一度年齢に配慮しユニット毎に取り組まれている。職員間で子どもの権利に関する学習機会は、岩手県児童養護施設協議会等の外部研修に参加し、職員会議等で研修の資料を配布する伝達研修にとどまっている。「いわてこどものけんりノート」以外に年齢に配慮した教材の作成や複数回の説明を設定する取組が望まれる。また、日々の養育・支援の中で、職員間で話し合い検証する仕組みの構築も望まれる。		
A-1-(3) 他者の尊重		第三者評価結果
A④	A-1-(3)-① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	b
評価者コメント4 子どもが個人の人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重し共生ができるよう支援しているが、十分ではない。 職員と子どもとが個別的にふれあう時間を確保する取組は、毎月の担当者との買物、誕生日、通院の機会を活用し取り組まれている。子ども間でのトラブルなど、子ども同士での関係を修復できるようにする取組は、ユニットの単位で日々の養育・支援や行事の中で取り組まれている。更生保護会のボランティアが、定期的に読み聞かせなどの活動を展開し、情操を育む取組が行われている。年齢別を基本としたユニット制のため、他のユニットと関わりが少ないとから、異年齢との関わりを考慮した養育・支援の展開が望まれる。		
A-1-(4) 被措置児童等虐待対応		第三者評価結果
A⑤	A-1-(4)-① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	c
評価者コメント5 体罰等を行わないための取組が十分ではない。 施設の被措置児童等虐待対応の取組は、平成22年4月の「岩手県被措置児童虐待等対応マニュアル」を基本としていることが説明された。全養協の「人権擁護チェックシート」を活用し、具体例を想定し個々の職員で定期的にチェックする取組が行われている。過去3年を振り返って、虐待や不適切な対応は確認されていない。施設の「就業規則」「管理運営規定」に体罰を禁止する文言や厳正に処分する文言を確認することができなかった。また、被措置児童等への虐待行為や不適切対応があつた場合、主管行政窓口や児童相談所等に報告する仕組みは「事故発生時の緊急対応マニュアル」を適用することになっていることから、別個の対応の仕組みを整備することが求められる。		

A(6)	A-1-(4)-② 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
評価者コメント6 不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。 子どもに対する不適切な関わりの防止の取組は、単年度事業計画の「事故防止・人権擁護検討委員会」において、全養協「人権擁護チェックシート」を活用し取り組むことが示されている。子どもが自分自身を守るために知識、具体的方法について学習する機会は、昨年度「CAP」について職員が研修したが、子どもへの展開は検討している状況にある。施設の日々の養育・支援から、不適切な関わりの具体的な例を取り上げ、子どもとも共有する取組が求められる。また、不適切な関わりがあった際の対応については、「安全委員会」「事故発生時の緊急対応マニュアル」で対応する仕組みとなっているが、児童福祉法の被措置児童虐待防止の条項に沿った対応が求められる。		
A(7)	A-1-(4)-③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	c
評価者コメント7 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備していない。 被措置児童等虐待の届出・通告制度について、「事故発生時の緊急対応マニュアル」で対応する仕組みとしている。また、「安全委員会」で第三者の意見を聞くなどの取組としている。「事故発生時の緊急対応マニュアル」には、被措置児童等が虐待を受けた際の届出の内容等が示されていないことから、児童福祉法の被措置児童虐待防止の条項に則り、施設としての対応マニュアルを整備することが急務である。また、安全委員会方式は、「身体への暴力」を対象としたものであり、苦情対応における第三者委員の位置づけを含めて、法制度に沿った整合性のある内容にすることが求められる。		
A-1-(5) 思想や信教の自由の保障		第三者評価結果
A(8)	A-1-(5)-① 子どもや保護者の思想や信教の自由を保障している。	b
評価者コメント8 子どもの思想や信教の自由を保障しようと努めているが、十分ではない。 子どもの思想や信教の自由を保障する取組は、年に一度のユニット毎の「いわてこどものけんりノート」を説明する機会に合わせて行われている。進学した高校がクリスチヤン系の学校で、子どもから礼拝を行うことの相談を受け、個人の尊厳は守られる対応した例がある。また、子どもの病気の治療で注射を拒否する保護者に、児童相談所と対応した例もある。「生活のきまり」などで、行ってはならないことを細かく設定されてはいるが、日々の生活で子どもの権利が保障される内容も併せて文書化するなどの取組が望まれる。		
A-1-(6) 子どもの意向や主体性への配慮		第三者評価結果
A(9)	A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	b
評価者コメント9 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っているが、十分ではない。 入所の際は、住民票等の手続き、個人情報に関する確認、食物アレルギー、電話や外泊等の内容が「青雲荘を利用するみなさんへ」の説明文として整備されている。実際の入所は、施設長が児童相談所との調整を行い、小学校高学年頃の子どもから一時保護中に施設を見学し、ユニット担当者が対応している。子どもの入所前の情報は、ケース記録を回覧し共有することを行っている。分離体験からの回復に関する課題への対応は、個別の子どもの状況で取組を行っている。入所の相談から施設での生活が始まるまで、子どもや保護者等への対応についての手順を定めて、取り組むことが望まれる。		
A(10)	A-1-(6)-② 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	b
評価者コメント10 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に取り組んでいるが、十分ではない。 施設における全般的な生活の仕方や取り決めは、学習時間からテレビの視聴、ゲーム、携帯電話、自転車使用の規約、ピアノの使用等、22項目にわたり「生活のきまり」で明示されている。それ以外の決まりは、各ユニット毎に決められている。小学生のユニットは、月1回の小学生会議で生活について職員と話し合う取組を行っている。大倉生の集団を管理するルールや決まりから、子どもが自身の生活における問題や課題について、主体的に検討するユニットの特徴を反映した取組の検討が望まれる。		
A-1-(7) 主体性、自立性を尊重した日常生活		第三者評価結果
A(11)	A-1-(7)-① 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。	a
評価者コメント11 日々の暮らしや余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。 子ども達の余暇は、居室やユニット以外に施設のグラウンド、ホールが準備されている。ゲームや卓球、サッカーなど子ども達が自由に活動することができる。ホールでは、遊具や楽器、運動用具等の使用できる物品を一覧にし、使用できる時間帯を示している。ユニット毎にテレビが設置されている。また、各ユニット毎にパソコンの貸し出しを行っている。施設の文化祭やクリスマスなどの参加を必須としている行事があるが、殆どの行事は子どもが選択し参加できるようになっている。		

A⑫	A-1-(7)-② 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	b
評価者コメント12		
	子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援しているが、十分ではない。 幼児から高校生まで、各年齢に応じて施設から小遣いを支給している。高校生は、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくことをねらい、小遣い帳を記入する取組を行っている。小学生等の買い物は、担当職員と一緒に出向き子どもの意向で買い物をする取組を行っている。「社会に巣立っていく皆さん」として、一人暮らしにかかる経費や金銭トラブルの注意を資料として作成している。今後は、リービングケアの取組として、一定の生活費の範囲で生活することを学ぶプログラムを構築し展開することが望まれる。	
A-1-(8) 繼続性とアフターケア		
A⑯	A-1-(8)-① 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活が送ることができるよう復帰後の支援を行っている。	b
評価者コメント13		
	家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活が送ることができるよう復帰後の支援を行っているが、十分ではない。 退所児童等の取組として、「アフターフォロー記録」という書式を整備し、「来荘対応」「電話対応」「家庭訪問」「関係者会議」「その他」に分類し日々の記録としている。家庭復帰相談を行うことを子どもや保護者等に伝える取組は、口頭で行っているが書面では準備されていない。家庭復帰後の子どもや保護者等の状況の把握に努め記録を整備する取組は、「アフターフォロー記録」で実施されているが、個々の子どものフォロー展開が時系列で把握できる記録の方法が望まれる。また、家庭復帰における地域での見守りなどの関係機関との連携において、児童福祉法に則り要保護児童対策地域協議会につなげる仕組みを構築することが求められる。	
A⑭	A-1-(8)-② できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	b
評価者コメント14		
	高校進学が困難な子どもや高校中退の子どもへの措置継続や高校卒業後の措置延長には取り組んでいるが、十分でない。 これまで、高校卒業後の措置延長の実績はないが、児童相談所との協議で、必要な子どもには措置延長を行う方針である。数年前、中学校を卒業し、就職するまでの数か月の期間、施設入所を継続する中で就職支援を行った例がある。高校卒業し就職あるいは進学した子どもであっても、不安定な生活が予想される場合は、児童相談所との協議を通して、子どもの最善の利益の観点で措置延長を積極的に勧めることが期待される。	
A⑮	A-1-(8)-③ 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
評価者コメント15		
	子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援を行っているが、十分でない。 退所後の支援として、「アフターフォロー記録」の書式を整備し、「来荘対応」「電話対応」「家庭訪問」「関係者会議」「その他」に分類し、日々の記録に取り組んでいる。入所期間中のケース記録の様式は整備されているが、退所後の個別の記録の様式は整備されていない。個々の子どもの調理や買い物等の自立に必要な取組は行っているが、リービングケアとしての系統だったプログラムは準備されていない。退所者が、お盆やお正月に気軽に施設を訪問し、必要ならば施設に宿泊し交流できる取組を行っている。今後は、リービングケアのための系統的なプログラムを整備することが望まれる。	

A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本		第三者評価結果
A⑯	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	b
評価者コメント16		
	子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めようとしているが、十分ではない。 子どもの表出する感情や言動の背景にある心理面の受け止めや把握は、日々のユニットの生活の中で担当職員が中心に行っている。具体的には、下校後の子どもの顔を見て、表情や態度を察することに心がけている。ユニットの担当職員間で、日々の子どもの状況はこまめに情報交換されている。子どもの心理的な変化があった際には、会議において心理ケア情報の共有化を図っている。子ども達に職員への信頼が芽生えていることが、利用者アンケートを通じて感じられる取組は、安全委員会での聞き取りとして行っているが、子どもを理解する自由な視点でアンケートや聞き取りを行う取組が望まれる。	
A⑰	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	b
評価者コメント17		
	基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援しているが、十分ではない。 養育・支援の基本は、担当職員との会話や子どもの要望に沿って、こまめに寄り添う取組を行っている。嫌いな食べ物が出た時は、栄養士と調整している。子どもの要望に応じて一緒に入浴などの対応を行っている。子どもにとって身近な職員が一定の裁量権を有し、個々の子どもの状況に応じて柔軟に対応できる取組は、グループホームの体制ならば実施できているが、ユニットの体制では難しい状況にある。個々の子どもの状況に柔軟に対応できるユニットでの養育・支援の見直しが望まれる。	

A⑯	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	b
評価者コメント18 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障しているが、十分でない。 朝の職員の勤務は、管理宿直を含めて3名体制である。日課のほとんどの場面で、各ユニットに職員が最低1名配置できるような体制を取っている。子どもが自ら判断し行動することを保障する取組は、発達段階に沿って一定の自己責任があることを子どもに伝えている。日々の生活の中で、自分で判断できるよう職員の配置などの一層の工夫が望まれる。		
A⑯	A-2-(1)-④ 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	b
評価者コメント19 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障しているが、十分ではない。 施設内での保育は、対象の幼児が数名在籍し、保育の指導計画が作成され取り組まれている。ユニット毎に定期的に希望の図書を購入する取組を行っている。幼児用の遊具やユニット内で図書を設置している。ホールやグランドにも遊具を用意している。各年齢に沿った遊具の他に、ギターやピアノ等も用意されている。地域の方や学生のボランティアが定期的に訪問し、幼児や小学生への読み聞かせを行っている。年に数回、小学生への調理実習を実施している。ユニット毎のレクリエーションも実施している。ユニットでのインターネットの利用が出来ないなど、日常生活の中で、子どもたちの学びや遊びに関するニーズを把握し、子どもの要望やニーズに応えられない際は、子どもがきちんと納得できる取組が望まれる。		
A⑯	A-2-(1)-⑤ 秩序ある生活を通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	b
評価者コメント20 秩序ある生活を通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援しているが、十分ではない。 施設全体の日課を柱に、各ユニットで日課に沿ったルールを設けている。一人一人が、係仕事や自分の責任が果たせるよう、ユニットごとで話し合いを行っている。施設生活・社会生活の規範等守るべきルール、「しなければならないこと」と「してはならないこと」を理解できるよう子どもに説明し、責任ある行動がとれるような支援の取組は、「生活のきまり」を枠組みとしていることから、子どもが主体的に生活を構築する「生活のしおり」や「生活ガイドライン」的な規範となる内容を検討することが望まれる。		
A-2-(2) 食生活		第三者評価結果
A⑯	A-2-(2)-① 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	b
評価者コメント21 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫しているが、十分でない。 食事は、厨房で調理したものを各ユニットにタムウェーターで運び、ユニット毎に配膳され提供されている。食堂に冷蔵庫や電子レンジが設置され、クラブ活動等子どもの事情に応じて、温かくしたり、冷たくしたりと食事の適温提供に努めている。食器類は熱処理に堪えられる強化磁器やメラミン食器が使用され共用となっているが、中高生については、ユニットの利便性を活かしご飯茶碗や汁椀の個人所有等の工夫も検討されたい。		
A⑯	A-2-(2)-② 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	b
評価者コメント22 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供しているが、十分ではない。 子どもの嗜好を把握するため年1回嗜好調査を実施し、嗜好の把握に努めている。また、各月ごとに給食委員会を開催し、子どもの意見が献立に反映されている。食事は子どもの年齢、日々の健康状態に応じ、アレルギー対応や病人食等にも柔軟に対応している。子どもの誕生日には、誕生者の希望を聞き、リクエストメニューを実施し、ユニットごとにケーキでお祝いしている。幼児ユニットや小学生ユニットの子どもを対象とした年3回程度の調理実習(おやつ作り等)は、好評を得ている。中高生については、職業指導の一環としてそれぞれ年に数回の調理実習を実施している。家庭的な雰囲気の中で職員と一緒に調理技術を習得する機会を今後も確保するとともに、栄養面への配慮と振り返りが組織的に行われるよう期待する。		
A⑯	A-2-(2)-③ 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	b
評価者コメント23 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進しているが、十分でない。 幼児に対して矯正箸の使用や中高生ユニットに食器洗い表や食事当番表が貼られており、ユニット毎に子どもの発達段階に応じて、食習慣を身につけることができるよう支援が行われている。しかし、発達段階に応じた食育計画が策定されておらず、今後、食材の購入から準備、調理、後片付けまでの流れを身につける機会をさらに増やす工夫が求められる。なお、小学生ユニットでは、おにぎりと豚汁の調理実習の企画が予定され、職員と子どもが一緒に買物をし調理する機会が予定されている。		

A-2-(3) 衣生活		第三者評価結果
A②④	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	b
評価者コメント24 衣類が十分に確保されているが、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるような支援は十分ではない。衣類は、高校生は職員同行のもと、中学生以下は衣類購入希望書により子どもの好みを把握し、被服係の職員が購入している。被服個人支給表に基づき性別・年齢に応じた必要枚数を季節ごとに配布しているが、高年齢児においては、下着や衣類等を自分自身で選び、一括購入や一律支給ではなく可能な限り子どもと購入できるような機会の確保が望まれる。また、各ユニットに洗濯機が設置され、洗濯は6年生以上から自分で行うこととなっているが、干す場所がなく廊下の片側に洗濯物ハンガーを設置し乾かしているが、廊下の空間が狭くなっているが、安全面からも干場の工夫が求められる。		
A-2-(4) 住生活		第三者評価結果
A②⑤	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美されている。	b
評価者コメント25 居室等施設全体がきれいに整備されているが、十分ではない。 園舎は、平成24年に新築され、施設全体が整備されている。幼児・小学生ユニットには子どもが描いた絵等を飾り、中高生ユニットには子どもたちが製作した刺子等を飾っている。共有スペースの食堂、リビングには、当番表やきまりごとの掲示物は見られるが、靴を乾かすためのストーブの配置等、一部、安全性への配慮と工夫が求められる。居室内のベッドやロッカー等片付けられない子どももあり、発達段階や子どもの状況に応じて整理整頓や掃除等の習慣が身につくよう、今後のさらなる支援に期待したい。		
A②⑥	A-2-(4)-② 子ども一人一人の居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	b
評価者コメント26 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしているが、十分ではない。 1ユニット6名から8名の子どもが、小規模グループで生活している。高校生は個室、中学生は2人部屋、小学生ユニットは3人部屋で、個人の空間が確保されている。前回の評価からの改善点として、リビングに畳を敷いてくつろげる空間を設けている。なお、ユニット内に電話器が設置されているが、まわりに聞こえないようにする工夫が求められること、また、居室の棚の上に荷物が積んでおり落下の危険性が見られたりすることから、子どもの安全、安心面への対応やプライバシーの保護に工夫が求められる。		
A-2-(5) 健康と安全		第三者評価結果
A②⑦	A-2-(5)-① 発達段階に応じ、身体の健康(清潔、病気、事故等)について自己管理ができるよう支援している。	b
評価者コメント27 発達段階に応じ、身体の健康について自己管理ができるよう支援しているが、十分ではない。 幼児については、良好な健康状態を保持できるよう健康状況表、排便チェック表、体温表により職員が健康状態を把握している。日曜日の布団干しや月2回の寝具検査、衛生検査が行われており、清潔面の自己管理ができるよう支援している。健康面に配慮を要する子どもについては、自立支援計画票に記載し自己管理できるよう支援している。理美容については希望する子どもについては外で行われているが、ほとんどの子どもが園内に来園する理美容店を利用しておらず、発達段階に応じて地域の理容店を利用できるよう支援が求められる。施設内外における危険箇所等を把握し、安全点検簿、ヒヤリハットによる対応が行われているが、廊下に洗濯物が干されたり、ストーブが置かれたりするため、今後は安全性や事故防止の対応が求められる。		
A②⑧	A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	b
評価者コメント28 一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理し必要がある場合は対応しているが、十分ではない。 看護師が不在の中で、保健衛生担当が中心となり、嘱託医と連携しながら、子どもの健康状態や発育・発達状態を把握し健康管理に努めている。毎月身長・体重測定を実施し発育状況を観察するとともに嘱託医の訪問を受け、子どもの健康状態の把握に努めている。子どもの健康管理については、嘱託医に頼るところが多く、密に連絡を取りながら対応している。インフルエンザやノロウィルス等の感染症予防については、うがい手洗いを徹底しており、感染症対応マニュアルが作成されているが、子どもや職員への研修やポスター掲示等が行われておらず、意識高揚への取組が望まれる。		
A-2-(6) 性に関する教育		第三者評価結果
A②⑨	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
評価者コメント29 他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けているが、十分ではない。 事業計画書の施設運営方針に「性について正しい理解と知識を学ぶ機会を設ける」の記載があるが、性指導の年間計画やプログラムは作成されていない。県立大学看護学部の講師による性指導が、何人かの子どもに行われており、性についての正しい知識を得る機会を設けている。性問題行動を抱える子どもに対しても性についての正しい知識、関心が持てるよう、今後は年齢、発達段階に応じたカリキュラムを策定し、支援していくことが求められる。		

A-2-(7) 自己領域の確保		第三者評価結果
A⑩	A-2-(7)-① でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	b
評価者コメント30		
<p>でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしているが、十分ではない。 身につけるものは個人所有とし、シャンプー・洗剤等の日用品は共用としているが、でき得る限り子どもの好みを尊重している。子ども一人ひとりに机やロッカー等が整備され、所有物が保管できるよう支援が行われている。お箸と湯呑茶碗は個人所有でユニット管理となっているが、その他の食器類や椅子等共用で個人所有となっていないので、でき得るところから、個人所有のものを増やしていく工夫が求められる。</p>		
A⑪	A-2-(7)-② 成長の記録(アルバム)が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	a
評価者コメント31		
<p>成長の記録(アルバム等)が整理され、成長の過程を振り返ることができるようしている。 入所時から子ども一人ひとりの成長を写真として記録し、アルバムに収集している。アルバムは、子どもが施設を退所する際に、成長の記録として手渡している。</p>		
A-2-(8) 行動上の問題及び問題状況への対応		第三者評価結果
A⑫	A-2-(8)-① 子どもが暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	b
評価者コメント32		
<p>子どもの行動上の問題に対応しているが、問題状況の対応は十分でない。 ユニット制になり、子どもの暴力・不適応行動等の大きな問題は見られておらず、施設が子どもにとっての癒しの場となっていることが伺える。子どもに暴力はいけないことを繰り返し伝え、暴力やいじめ、差別が生じないよう対応している。中高生の男子ユニットに行動上の問題を抱えた子どもが入所し、対応に苦慮するが、周りの子どもたちの理解と適切な対応の仕方で問題が軽減した例が見られている。職員は、日頃から援助技術の習得に努め、その都度、問題の影響を施設全体で立て直すと努力しているが、性的問題行動、無断外泊等の問題行動が見られ、落ち着かない状況が見られている。施設内に個別対応職員、心理担当職員、家庭支援専門員等が配置されていることから、それぞれの役割を分担し連携を深めながら、さらに子どもの心的安定が図られるよう支援が求められる。</p>		
A⑬	A-2-(8)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
評価者コメント33		
<p>子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。 入所児童が安全で安心できる生活環境づくりを目的として安全委員会が平成22年に設置されている。子どもの尊厳性の尊重と権利の擁護、最善の利益を追求していくために、職員、児童相談所、学校等の関係機関、地域の外部委員の連携のもと取組が定着しており、子ども間でのいじめが発覚した場合については、全職員が適切な対応ができる体制になっている。毎月、子どもからの「聞き取り調査」を実施し、各月毎の安全委員会に聞き取り結果を報告し、暴力・不適切な行為の早期発見に努めている。暴力だけではなく、子どもの学校や地域での普段の様子も情報交換されており、関係者が一体となった取組が行われている。また、事故防止検討委員会を毎月実施し、事故の防止に努めている。さらに、全養協の人権擁護チェックリストを使用し、養育の振り返りや自己点検を行い、子どもの人権擁護と人権侵害の防止のための取組も行われている。</p>		
A⑭	A-2-(8)-③ 虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。	b
評価者コメント34		
<p>保護者等からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で子どもの安全が確保されるように努めているが、十分ではない。 関係機関の連絡先や緊急連絡先は作成されているが、対応マニュアル等が策定されていない。入所の同意が取れないまま入所に至ったケースでは、児童相談所からの連絡で、保護者からの強引な引き取りが予想され、対応について職員間で話し合い、登校、下校時の見守りを行った事例が報告される。強引な引き取りが考えられる場合、他の子どもへの安全についての配慮が必要となるので、児童相談所や警察と連携しながら、職員が統一した対応が取れるようマニュアルを策定し、体制の整備が求められる。</p>		
A-2-(9) 心理的ケア		第三者評価結果
A⑮	A-2-(9)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
評価者コメント35		
<p>心理的なケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っているが、十分ではない。 被虐待児童14名を対象に心理療法を行っている。心理的な支援を必要とする子どもについては、自立支援計画に心理療法を位置づけて策定されている。また、担当職員と自立支援計画の進捗状況を確認しながら、心理的側面からコンサルテーションをするなど職員への専門的支援も行われており、心理的支援が施設全体の中に組み込まれている。発達上の課題を抱えた子どもに対しては、心理療法のみならず、児童精神科や療育センターへの通院付き添いを行い、医療機関との連携が図られている。県内児童養護施設の心理士が集まり、心理的なケアが必要な子どもに関する実例に基づいた職員研修が行われているが、さらに大学等の専門研修機関との連携による職員研修や、定期的なスーパービジョン体制の構築が期待される。</p>		

A-2-(10) 学習・進学支援、進路支援等		第三者評価結果
A⑯	A-2-(10)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	b
評価者コメント36 学習環境の整備や学力に応じた学習支援を行っているが、十分ではない。 小学生は、居室に机が整備されているが、机で学習する習慣が定着しておらず、下校後、食堂に集まり、当番職員が付き添いながら宿題や音読等に当たり、学習の習慣化に努めている。中高生は、自室またはリビングで日課に基づき学習している。しかし、自立支援の具体的方策の中に、幼児2歳から高校生の目標値が記されているが、一人ひとりの学習能力の把握や課題等に応じた学習計画等が作成されておらず、学力の低い子どもや障がいを有する子どもへの支援方法の検討が求められる。受験生は、希望があれば学習塾に通うことが可能であり、受験生学習合宿を実施し、受験に対する意識付けを行っている。夏は青少年の家で実施し、冬も予定しており学力の向上に努めている。		
評価者コメント37 子どもが進路の自己決定をできるように支援しているが、十分ではない。 進路については、担当職員が、子どもの意向を確認し、親、学校、児童相談所と協議し、自立支援計画に載せて、関係機関と連携しながら支援している。28年度は、7名の高校受験生、4名の高校3年生の就職希望者を抱え進路実現に向けて取り組んでいる。しかし、進路支援マニュアルや手順書が策定されておらず、今後、子どもの最善の利益や発達状況を鑑みて高校進学が困難な子どもや高校中退の子どもへの措置継続や措置延長等、フォローアップや適切な対応ができるようマニュアル等の整備が求められる。さらに、高校卒業後も進学を希望する子どものために、資金面、生活面、精神的な面など、進学の実現に向けて支援が望まれる。		
A⑰	A-2-(10)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b
評価者コメント38 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通じた社会経験の拡大に取り組んでいるが、十分ではない。 アルバイトや資格取得を奨励しているが、施設として職場実習先の開拓に至っていない。高校3年生でアルバイトを始めた子どもがおり、協力事業主等と連携しながら社会経験の拡大に向けて支援を行っている。今後、子どもの社会自立に向けて、施設生活で習得できる資格取得や子どもの希望に応じてアルバイト等就労体験を積み、金銭感覚や生活スキル、メンタル面の支援を通して、社会の中で自己肯定感を保てるよう、社会経験の拡大に取り組むことができる支援が求められる。		
A-2-(11) 施設と家族との信頼関係づくり		第三者評価結果
A⑲	A-2-(11)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	b
評価者コメント39 施設は家族との信頼関係づくりに取り組んでいるが、家族からの相談に応じる体制は十分ではない。 家族との関係は、家庭支援専門員が担っており、面会や外出、一時帰宅などの調整や施設の行事の連絡など円滑に行なわれており、家族との継続的な関係づくりに取り組んでいる。しかし、家庭支援専門員の役割が、保護者や家族に明確に示されておらず、家族からの相談に応じる体制が不十分である。今後、家庭支援専門員が、虐待を受けた子どもに対して、入所前から退所後のアフターケアにいたる総合的な家庭調整を担う機能として位置付け、児童相談所や保護者の居住する市町村との連携を図っていく体制の整備が望まれる。		
A-2-(12) 親子関係の再構築支援		第三者評価結果
A⑳	A-2-(12)-① 親子関係の再構築のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
評価者コメント40 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいるが、十分ではない。 親子関係の再構築に向けて、2人の家庭支援専門員が担っており、児童相談所等の関係機関と協議し、連携しながら家庭復帰に向けて取組が行われている。また、週末里親や一時里親と連携しながら家庭生活体験も行われている。しかし、親子関係再構築のための支援計画や支援プログラムが明確にされておらず、親子訓練や家族療法事業の実施が課題となっている。今後、子どもと家族との関係回復に向けた支援プログラムを策定し、支援体制の充実が求められる。		
A-2-(13) スーパービジョン体制		第三者評価結果
A㉑	A-2-(13)-① スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	b
評価者コメント41 スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に積極的に取り組んでいるが、十分ではない。 教育・研修計画マニュアルが策定されており、「個人研修計画・評価シート」を作成し、職員育成の仕組みができるが、取組状況の確認・評価について具体的な記述、助言が求められる。取組が行われていない。個人研修計画は、職員一人ひとりが、一年間の目標を設定し、研修担当者のスーパーバイズを受けながら、職員一人ひとりの支援技術を向上させ、施設全体の支援の質の向上を目標とする計画が策定されているので、職員間に周知し実践できるような体制づくりが求められる。		